

平成 21 年 8 月 7 日

平成 21 年 7 月付の信託譲渡通知、債権譲渡通知を受領された方へ

各通知の発送に際し、破産管財人において、破産会社の保有する入金履歴データにより、利息制限法に基づく引き直し計算を行いました。

破産管財人による引き直し計算は、各借入人の、既に完済されている契約も含めた全ての貸付契約について、貸し口（契約）ごとに引き直し計算をし、これを合算集計する方法によって行っています（お客様ごとの、いわゆる一連一体計算ではありません）。

集計結果が

- ・債務残高が認められた場合 ⇒ かつ、貸し口（契約）単位の引き直しの結果、債務残高が認められた貸し口（契約）について今回の通知を発送しております。
- ・過払い債権が存在する場合 ⇒ 追って当社より破産債権届出書を発送いたします。

なお、もともと破産会社が使用していたシステム上の問題から、借り換え、和解、訴訟等法的手続きの有無等のデータが一部正確に反映されておらず、通知がそのまま送付されている場合もあることが事後に判明しました。

お手元に届いた通知書の債権について、こうした事実との食い違いや完済しているなどの事情がある場合には、通知書に記載の債権回収会社宛にお申し出下さい。当社と債権回収会社との間で連絡をとり合い、確認を取ってデータを修正いたします。

なお、発送済みの債権譲渡通知について、破産会社の住所データの更新が十分ではなかった結果、相当数の通知が返戻されてきておりますので、お心当たり有る方は、債権回収会社、または管財人室までお問合せ下さい。後日、正しい住所が確認でき次第、あらためて各債権回収会社より通知が送付される予定です。

なにぶんにも膨大な数の債権を管財人室において扱っているため、皆様にはご迷惑をおかけします。破産管財業務に今後ともご理解とご協力をお願いいたします。

上記のとおり、引き直し計算は貸し口ごとに行っていますので、管財人から破産債権届出書を送付している方でも、同時に上記譲渡通知が送付される場合がありますが、送付間違いではありません。債務残高などのご確認は、通知書に記載の債権回収会社宛にお問い合わせ下さい。

なお、上記譲渡通知に関するご相談は、『日栄・商工ファンド対策全国弁護団』
(<http://nichiei-sfcg-bengodan.com/>) でも受け付けております。